

資 料

平成 18 年 7 月 19 日

会計基準及び関連するディスクロージャー制度の見直し

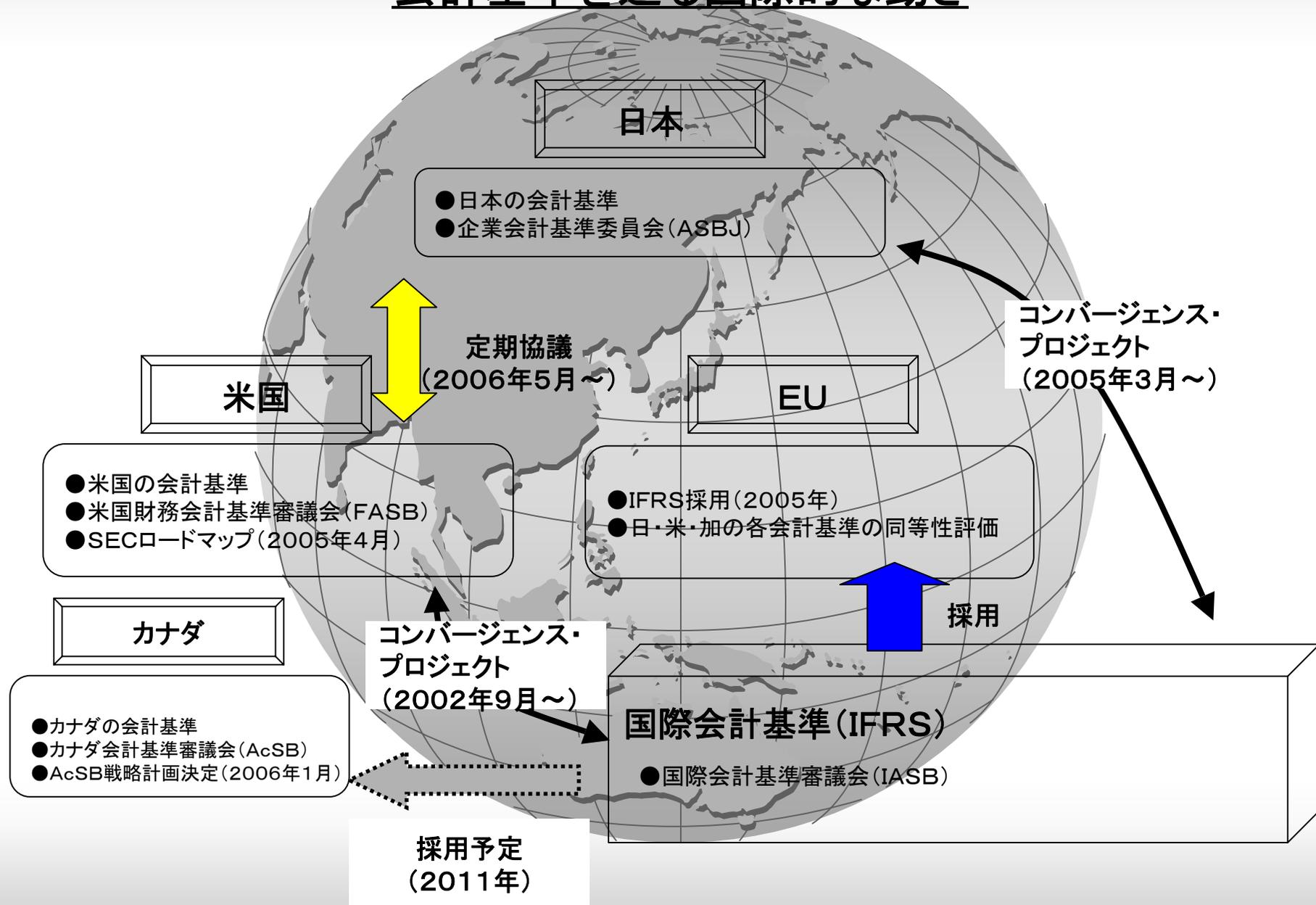
	～平成 10 年度	H11 年度	H12 年度	H13 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度
連結財務諸表制度の見直し (平成 10 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持株基準により、持株比率 50% 超を子会社、20%以上を関連会社とする。 ・ 個別情報が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質的な支配力基準、影響力基準の適用を義務付ける。 ・ 連結情報が中心の開示に移行する。 						
有価証券の評価方法 (平成 11 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原価法又は低価法 金融機関については平成 9 年 9 月期(中間期)までは、通達により、低価法を義務付けていた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買目的の有価証券等に時価評価を導入する。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他有価証券」の時価は注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他有価証券」の時価評価を導入する。 					
年金会計 (平成 10 年 6 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金の積立不足は、開示されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立不足を財務諸表に計上するか、注記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立不足を財務諸表に計上する。 					
外貨建取引会計 (平成 11 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期金銭債権債務を除き、取得時レートで換算 ・ 為替換算調整勘定は、資産又は負債の部に表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社株式等を除き、有価証券、金銭債権債務及びデリバティブ取引は、決算時レートで換算する。 ・ 為替換算調整勘定は資本の部に表示。 						
税効果会計 (平成 10 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表において税効果会計を適用することも認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表及び個別財務諸表において、適用を義務付ける。 						
固定資産の減損会計 (平成 14 年 8 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減損処理基準について明確な基準がなかった。 			年度決算か ら任意適用	任意適用	完全実施		
企業結合会計 (平成 15 年 10 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業結合会計についての明確な基準がなかった。 							実施

会計基準の国際比較 - 主な日本基準、国際会計基準(IAS/IFRS)、米国基準の概要

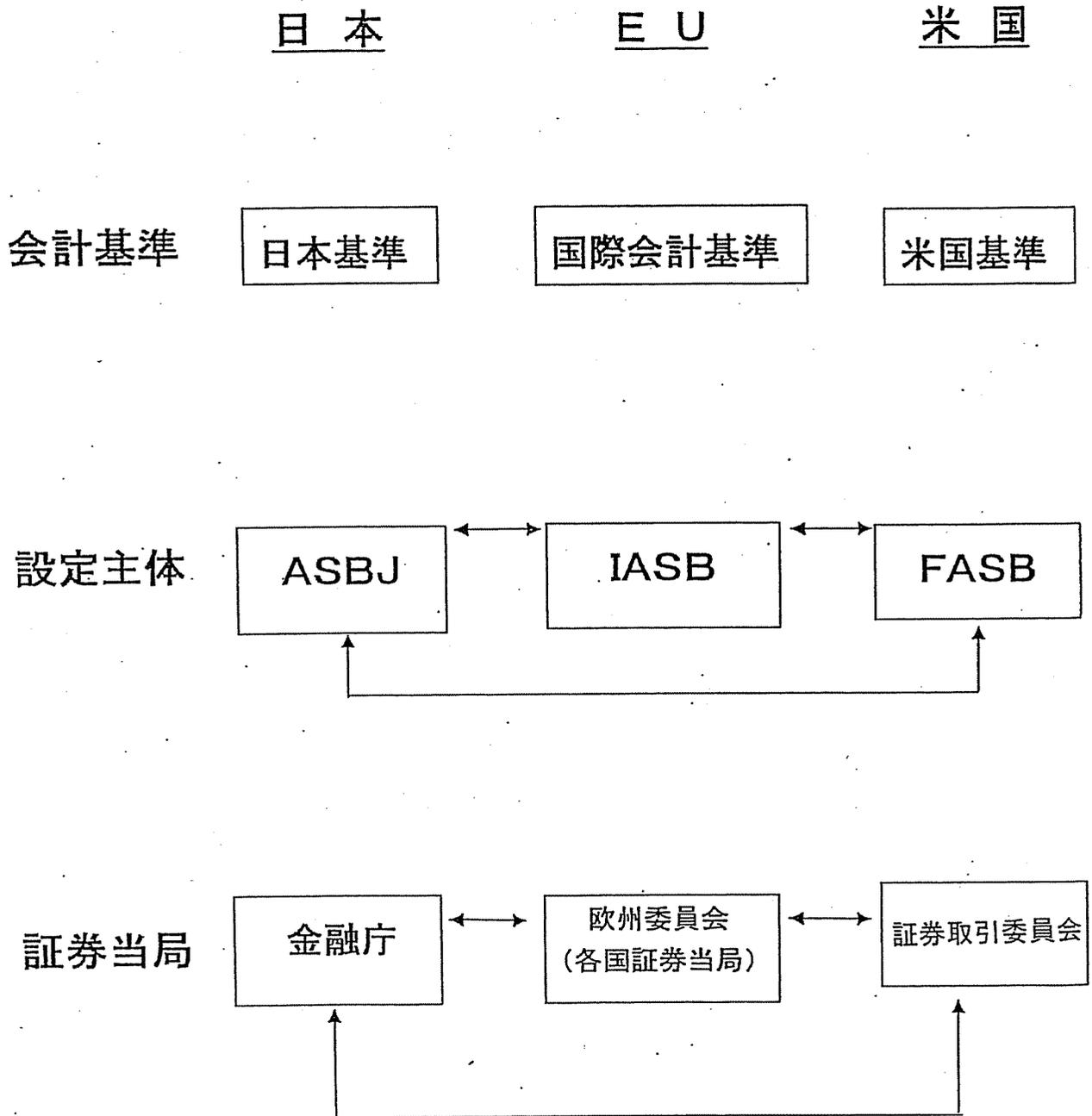
会計基準	項目	日本基準	国際会計基準(IAS/IFRS)	米国基準
金融商品	有価証券の評価	分類により、時価ないし償却原価(債券)	分類により、時価ないし償却原価(債券)	分類により、時価ないし償却原価(債券)
	貸倒見積高の算定/減損の測定	割引将来キャッシュ・フロー	割引将来キャッシュ・フロー	割引将来キャッシュ・フロー
	金融資産の消滅	法的保全の要件あり (財務構成要素アプローチ)	法的保全の要件なし (主としてリスク・経済価値アプローチ)	法的保全の要件あり (財務構成要素アプローチ)
	デリバティブの評価	時価	時価	時価
	ヘッジ会計	ヘッジ会計の要件を満たす場合	ヘッジ会計の要件を満たす場合	ヘッジ会計の要件を満たす場合
企業結合	基本的方法	パーチェス法	パーチェス法	パーチェス法
	持分プーリング法	厳格な要件を満たした場合のみ例外的使用	パーチェス法のみ	パーチェス法のみ
	のれん	厳格に償却及び減損	非償却、減損のみ	非償却、減損のみ
資産の減損	グルーピング	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位	概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位
	減損の兆候	評価する	評価する	評価する
	認識テスト	割引前将来キャッシュ・フロー	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	割引前将来キャッシュ・フロー
	測定	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	公正価値
	減損損失の戻入れ	戻入れなし	戻入れあり(のれんを除く)	戻入れなし
退職給付	負債の計上	退職給付債務に未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異を加減し、年金資産を控除した額	退職給付債務に未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異を加減し、年金資産を控除した額	退職給付債務に未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異を加減し、年金資産を控除した額
	数理計算上の差異	厳格に全額償却対象	回廊超過分を償却	回廊超過分を償却
	最小負債の計上	なし	なし	未積立累積給付債務を計上
税効果	基本的方法	資産負債法	資産負債法	資産負債法
	繰延税金資産の計上	回収可能性/実現可能性による	回収可能性/実現可能性による	回収可能性/実現可能性による
リース	ファイナンス・リースの処理	資産又は費用	資産	資産
研究開発費	開発費の処理	費用	資産	費用
連結財務諸表	子会社の範囲	支配力基準	支配力基準	持株基準
投資不動産	測定	原価	公正価値ないし原価	一般的に原価

※整合的処理:

会計基準を巡る国際的な動き



会計基準に関する主要市場の状況



ASBJ : 企業会計基準委員会 (日本)

IASB : 国際会計基準委員会

FASB : 財務会計基準委員会 (米国)

IASB と FASB との間の今後 2 年間の収斂に向けた覚書(MOU)

2006年2月27日

平成18年2月27日、IASBとFASBは、2008年までの収斂計画に関する覚書を公表した。これは、米国市場において国際会計基準(IFRS)を用いる外国企業に対して要求されている数値調整(reconciliation)を2009年までに解消することを目標とする「ロードマップ」に対応するものである。主な内容は以下の通り。

- 計画を「短期コンバージェンス」と「その他の共同プロジェクト」に区分。
- 「短期コンバージェンス」項目については、2008年までに重要な差異を解消させること、「その他」の項目についても、2008年までに「計測可能な進捗」(measurable progress)(注)を達成することを目的とする。

(注)計画によると、「計測可能な進捗」とは、最終基準に至らないまでも、公開草案等の客観的な文書の公表などを想定。

- さらに、SECが、米国内における外国企業によるIFRSの適用状況を分析し、追加的な基準設定活動が必要なことが判明した場合、計画に記載されている項目以外についても作業計画に取り入れることを示唆。

(内 容)

- 短期コンバージェンス → 2008年までの目標: 以下の10項目について、主要な差異を除去するか否かの結論を出し、作業を完了または実質的に完了させる。

FASBが検討	IASBが検討
公正価値オプション	借入費用
減損 (IASBと共同)	減損 (FASBと共同)
税金 (IASBと共同)	税金 (FASBと共同)
投資不動産	政府補助金
研究開発	ジョイント・ベンチャー
後発事象	セグメント情報

- その他の共同プロジェクト → 2008年までの目標: 以下の11項目について、各々、計測可能な目標を達成する。

① 現在、討議対象とされているもの

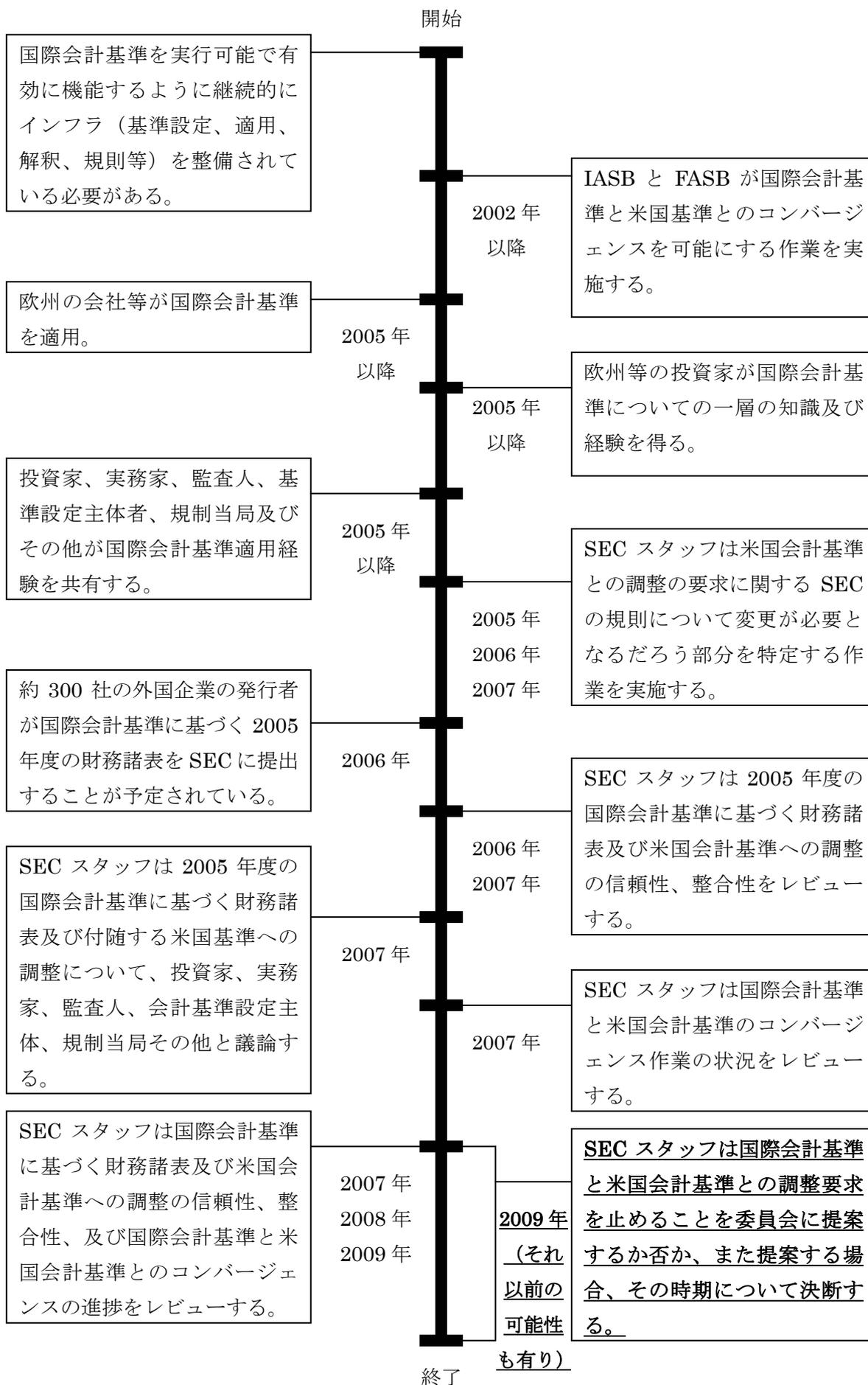
論点	FASBの検討状況	IASBの検討状況	2008年までの目標
1. 企業結合	審議中	審議中	2007年に収斂された基準を公表予定
2. 連結	討議対象だが、休止中	討議対象だが、公表物なし	優先順位を高く設定した上で、作業を実施予定
3. 公正価値測定の指針	2006年前半に最終基準公表予定	審議中	収斂された基準を公表予定
4. 負債と資本の区分	討議対象だが、公表物なし	討議対象 (FASB主導)	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定
5. 業績報告	同上	第一段階の公開草案	論点の全てについて、デュー・プロセスに従った文書公表予定
6. 退職後給付	第一段階について審議中	討議対象とされていない	提案される基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定
7. 収益認識	討議対象だが、公表物なし	討議対象だが、公表物なし	提案される包括的な基準に向け、デュー・プロセスに従った文書公表予定

② 現在、研究されているが、討議対象とはされていないもの

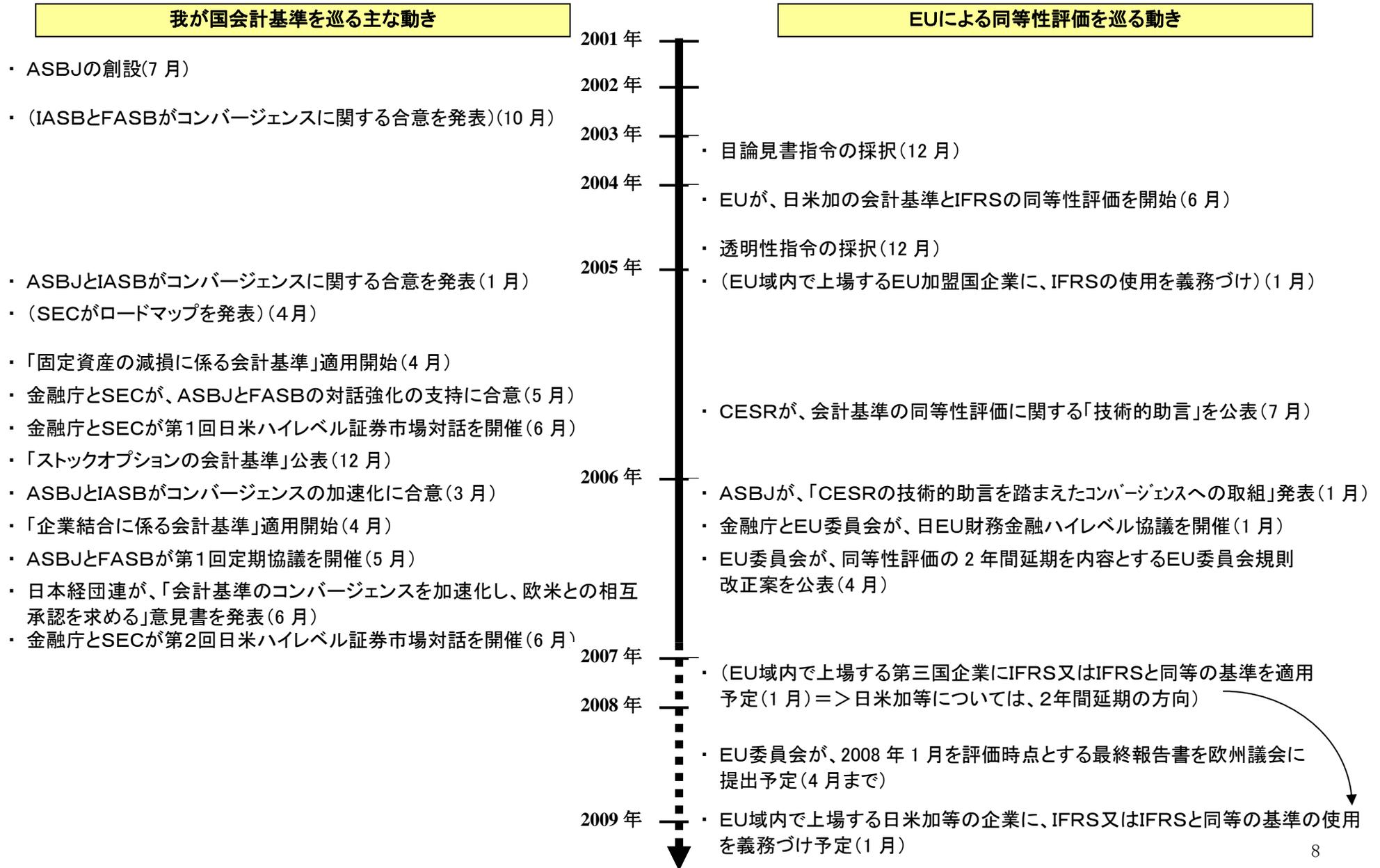
論点	FASBの検討状況	IASBの検討状況	2008年までの目標
1. 消滅の認識	討議前の研究段階	研究対象	デュー・プロセスに従った文書公表予定
2. 金融商品	研究対象作業グループが設立	研究対象作業グループが設立	金融商品会計に関連するデュー・プロセスに従った文書公表予定
3. 無形資産	討議対象とされていない	研究対象 (各国基準設定主体主導)	IASBの研究プロジェクトの結果を検討し、潜在的な討議プロジェクトの範囲、時期を決定する
4. リース	討議前の研究段階	同上	潜在的な討議プロジェクトの範囲、時期について、検討・決定する

米国 SEC が発表したロード・マップ

(2005年4月)



EUによる同等性評価、我が国会計基準を巡る一連の動き



EUの会計基準の同等性評価延期の提案(修正案)について

EUの会計基準の同等性評価に関し、欧州委員会は、4月25日、第三国企業について、日本・米国・カナダの会計基準の使用を2008年まで認める欧州委員会規則の改正案を公表。その後、6月6日に修正案を公表。概要以下のとおり。

(注)今後、各国財務省等の高官から構成される欧州証券委員会(ESC)及び欧州議会による承認手続きが行われる予定。

欧州委員会の延期提案(修正案)のポイント

● 次の(a)～(c)の条件の一つを満たす場合には、2009年1月1日前(継続開示は2009年1月1日前に開始する事業年度)については、数値調整することなく、第三国の会計基準を引き続き使用することを容認。

(a) 財務諸表が完全に国際会計基準に準拠している場合；

(b) 日本、米国、カナダのいずれかの会計基準に従って財務情報が作成されている場合；

(c) その他の第三国の会計基準に従って財務情報が作成され、かつ、以下の(i)～(iii)の条件を満たす場合：

(i) 当該会計基準に責任を持つ第三国の当局がこれらの基準が国際会計基準にコンバージェンスしているとする公的なコミットを行う；

(ii) その当局が、2008年12月31日前にコンバージェンスに向けた進展の意図を示す作業計画を策定している；

(iii) 発行体が、上記(i)、(ii)の条件を満たしていることを示す証拠を加盟国の責任当局に提供する。

● 日本・米国・カナダの会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスの進展の程度については、欧州委員会によって注意深くモニターされ、欧州証券委員会(ESC)に報告される。特に、プロセスが満足に進展していない場合には、ただちに報告される。

加えて、遅くとも2008年4月1日前に、コンバージェンスの進展及び欧州企業に適用されている調整措置の解消の進展について、欧州委員会から欧州証券委員会及び欧州議会に報告書が提出される。

**(参考1)目論見書指令に係る欧州委員会規則第 809 号を改正する欧州委員会規則
(案)仮訳**

第 1 条

欧州委員会規則第 809 号の第 35 条を次のように改正する。

(1) 第 5 項を次のように改正する:

「5 第 5A 項を条件として、2007 年 1 月 1 日から、第 3 項、第 4 項で規定する第三国の発行体は、欧州委員会規則第 1606 号(いわゆる IAS 規則)により採用された国際会計基準又はこれと同等の第三国会計基準に従って、財務諸表を表示する。仮に財務諸表がそのような会計基準に従っていない場合、修正再表示された財務諸表が示されなければならない。」

(2) 次の第 5A 項及び第 5B 項を追加する:

「5A 第三国の発行体は、次の条件の一つを満たす場合には、2009 年 1 月 1 日前に各国の責任当局に提出される目論見書に含まれる財務情報を修正再表示する義務を免除される。

- (a) 財務情報の一部を構成する財務諸表の注記に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従い、財務諸表が国際会計基準に準拠しているとする明示的かつ無条件の記載が含まれる場合;
- (b) カナダ、日本、米国のいずれかの会計基準に従い、財務情報が作成されている場合;
- (c) 財務情報が、カナダ、日本、米国以外の第三国の会計基準に従って作成され、以下の条件を満たす場合:
 - (i) 当該会計基準に責任を持つ第三国の当局がこれらの基準が国際会計基準にコンバージェンスしているとする公的なコミット (public commitment) を行う;
 - (ii) その当局が、2008 年 12 月 31 日前にコンバージェンスに向けた進展の意図を示す作業計画を策定している;
 - (iii) 発行体が、上記 (i)、(ii) の条件を満たしていることを示す証拠を各国の責任当局に提供する。

5B 欧州委員会は、国際会計基準とカナダ、日本、米国の会計基準との間のコンバージェンスの進展の程度について、注意深くモニターし、欧州証券委員会(ESC)に通知する。特に、(コンバージェンスの)プロセスが満足に進展していない場合には、ただちに欧州証券委員会(ESC)に通知する。加えて、欧州委員会は、遅くとも 2008 年 4 月 1 日前に、コンバージェンスの進展及び第三国の規則の下で欧州企業に適用される調整措置の要求の解消に向けた進展について、欧州証券委員会(ESC)及び欧州議会に報告書を示す。

第 2 条

本規則は、官報に掲載された日から(20 日目)から発効する。

本規則は、その全体が義務づけられ、すべての加盟国で直接適用される。

(参考2)透明性指令に係る欧州委員会決定(案)仮訳

第 1 条

2007 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度について、登録した事務所を第三国に有する発行体は、2004 年欧州委員会指令 109 号(いわゆる透明性指令)の第 4 条、第 5 条の要求に基づき、欧州委員会規則第 1606 号の第 3 条に従い採用された国際会計基準に従って、年次の連結財務諸表及び半期の連結財務諸表を作成する。

第 2 条

第 1 条の例外として、登録した事務所を第三国に有する発行体は、次の条件の一つを満たす場合には、2009 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度前は、年次の連結財務諸表及び半期の連結財務諸表を欧州委員会規則第 1606 号の第 3 条に従い採用された国際会計基準に従って作成することを求める 2004 年欧州委員会指令 109 号(いわゆる透明性指令)の第 4 条、第 5 条の義務を免除される。

- (a) 財務諸表の注記に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に従い、財務諸表が国際会計基準に準拠しているとする明示的かつ無条件の記載が含まれる場合；
- (b) カナダ、日本、米国のいずれかの会計基準に従い、財務情報が作成されている場合；
- (c) 財務情報が、カナダ、日本、米国以外の第三国の会計基準に従って作成され、以下の条件を満たす場合：
 - (i) 当該会計基準に責任を持つ第三国の当局がこれらの基準が国際会計基準にコンバージェンスしているとする公的なコミット(public commitment)を行う；
 - (ii) その当局が、2008 年 12 月 31 日前にコンバージェンスに向けた進展の意図を示す作業計画を策定している；
 - (iii) 発行体が、上記(i)、(ii)の条件を満たしていることを示す証拠を各国の責任当局に提供する。

第 3 条

この決定は加盟国向けである。

CESRからIFRSとの「重要な差異」と指摘された項目に対する
我が国会計基準のコンバージェンスの状況

必要とされる 補正措置	米国基準とは整合的 (16)	日本基準のみが異なる (10)	現 状
補完計算書 (3)		企業結合(持分プーリング法)	未着手
	連結の範囲(適格SPE)		既着手
		在外子会社の会計方針の統一	対応済
開示 B (定量的 開示) (9)	ストック・オプション(費用化)		対応済
	企業結合(交換日)		未着手
	企業結合(取得研究開発)		既着手
	企業結合(負ののれん)		未着手
	棚卸資産(後入先出法)	(棚卸資産(低価法))	既着手(注2)
	関連会社の会計方針の統一		未着手
	減損テスト		未着手
	開発費の資産計上		既着手
	農業会計		未着手
開示 A (定性的 開示) (13)	ストック・オプション(新基準で、費用化の基準が開示されない場合)		対応済
	企業結合(少数株主持分)		未着手
	企業結合(段階的取得)		未着手
		保険会計(異常危険準備金)	未着手
		工事契約(工事進行基準)	既着手
		不良債権(開示が十分でない場合)	該当なし
		廃棄費用	既着手
		退職給付(割引率)	未着手
		外貨建のれんの換算	未着手
		金融商品の公正価値開示	既着手
	減損会計(戻入れ)		未着手
		資産の除却債務	既着手
	投資不動産		未着手
今後の作業 (1)	金融商品(今回は評価対象外。今後、評価実施する可能性)		該当なし

(注1)このほか、IASBと米FASBが長期的なコンバージェンスの検討項目として合意した
ものには連結基礎概念、業績報告、金融商品等がある。

(注2)棚卸資産のうち、低価法は対応済。後入先出法は、未着手。

第2章 成長力・競争力を強化する取組

2. 民の力を引き出す制度とルール改革

規制改革等を通じ、民間活力を十分引き出すと同時に、公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図る。

(2) 市場活力や信頼の維持と向上

（企業のガバナンス）

- ・ 適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。
- ・ 公認会計士監査の強化に向けた方策について平成18年内を目途に検討を行う。
- ・ 「会社法」、「金融商品取引法」における内部統制に関する制度の円滑な実施を図るとともに、その実施状況も踏まえ、企業のガバナンス強化に向けた環境整備に取り組む。
- ・ ファンドを含む広範な規制対象業者に対し、「金融商品取引法」等の新たなルールの適切な運用のための体制整備を図り、厳格かつ適切な検査・監督を実施する。